

# 診療報酬の改定について

令和元年6月25日

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課  
医療観察法医療体制整備推進室

# 医療観察診療報酬について（案）

**1 基本診療料のうち入院料・通院料について  
平成29年度医療経済実態調査から算出された医科の改定率0.48%を用いる**

○入院対象者入院医学管理料	改定率	+0.48%
○通院対象者通院医学管理料	改定率	+0.48%

**2 医療観察訪問看護について  
健康保険の改定点数にならう**

## 改定率・改定財源額等

### 【1】改定率（消費税率8－10%の2%分）

（財源額の表示は満年度分）

全体改定率	+0.88%	（約4,100億円）
診療報酬本体改定率	+0.41%	（約1,900億円）
各科改定率		
医科	+0.48%	（約1,600億円）（※1）
歯科	+0.57%	（約200億円）
調剤	+0.12%	（約100億円）
薬価・材料価格改定率	+0.47%	（約2,200億円）（※2）
薬価	+0.42%	（約1,900億円）
材料価格	+0.06%	（約300億円）

（※1）医科改定財源は、訪問看護の改定財源（約6億円）を含む。

（※2）四捨五入の関係で、改定率の内訳と合計が一致していない。

### 【2】改定率の計算式（消費税率8－10%の2%分）

（課税経費率は2016年度の実績）

<報酬本体>

$$\{ 22.74\% \text{ (課税経費率)} - 0.55\% \text{ (給食材料費分)}(\ast) \} \times 2/108 = 0.41\%$$

<薬価>

$$22.52\% \text{ (医薬品費分)} \times 2/108 = 0.42\%$$

<材料価格>

$$3.03\% \text{ (特定保険医療材料費分)} \times 2/108 = 0.06\%$$

（※）食料品が軽減税率の対象（消費税率8%のまま）となるため、課税経費率から給食材料費分を除く。

# 消費税増税に伴う医療観察診療報酬改定について①

## ・入院対象者入院医学管理料の改定

消費税増税に伴い、課税経費分を加点する

### 【現 行】

#### 入院対象者入院医学管理料（1日につき）

- イ 急性期入院対象者入院医学管理料  
6,705点
- ロ 回復期入院対象者入院医学管理料  
4,938点
- ハ 社会復帰期対象者入院医学管理料  
5,842点



### 【改定後】

#### 入院対象者入院医学管理料（1日につき）

- イ 急性期入院対象者入院医学管理料  
6,737点
- ロ 回復期入院対象者入院医学管理料  
4,962点
- ハ 社会復帰期対象者入院医学管理料  
5,870点

# 消費税増税に伴う医療観察診療報酬改定について②

## ・通院対象者通院医学管理料の改定

消費税増税に伴い、課税経費分を加点する

### 【現 行】

#### 通院対象者通院医学管理料（1月につき）

- イ 前期通院対象者通院医学管理料  
8,296点
- ロ 中期通院対象者通院医学管理料  
7,291点
- ハ 後期通院対象者通院医学管理料  
6,285点



### 【改定後】

#### 通院対象者通院医学管理料（1月につき）

- イ 前期通院対象者通院医学管理料  
8,336点
- ロ 中期通院対象者通院医学管理料  
7,326点
- ハ 後期通院対象者通院医学管理料  
6,315点

別紙2

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01・01-2 (略) 02 訪問看護管理療養費     1 月の初日の訪問の場合         イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 <u>12,530円</u>         ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 <u>9,500円</u>         ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 <u>8,470円</u>         ニ イからハまで以外の場合 <u>7,440円</u>     2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) <u>3,000円</u>      注1～11 (略) 03～05 (略)</p>	<p>別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01・01-2 (略) 02 訪問看護管理療養費     1 月の初日の訪問の場合         イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 <u>12,400円</u>         ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 <u>9,400円</u>         ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 <u>8,400円</u>         ニ イからハまで以外の場合 <u>7,400円</u>     2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) <u>2,980円</u>      注1～11 (略) 03～05 (略)</p>

# 消費税増税に伴う医療観察診療報酬改定について③

## ・医療観察訪問看護管理料の改定

消費税増税に伴い、課税経費分を加点する

### 【現 行】

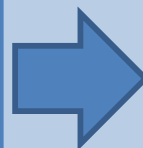
#### 医療観察訪問看護管理料

イ 月の初日の訪問の場合

740点

ロ 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）

298点



### 【改定後】

#### 医療観察訪問看護管理料

イ 月の初日の訪問の場合

744点

ロ 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）

300点